

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第5回）

◆開会年月日	令和7年3月19日（水曜日）									
◆開催の場所	第3委員会室									
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員						
	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員						
	森 覚	委員	吉岡 健	委員						
	中島綾菜	委員	斉藤雄二	委員						
	平山杏香	委員	松井優美子	委員						
◆欠席委員	なし									

◆協議事項	1	草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
	2	検討事項「議会改革について」

◆議事内容

午後5時27分開会

1 草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

大規模災害の発生等のやむを得ない事由により規定の傍聴人の定員により難しい場合は議長が別に定めることができる規定を定めるほか、社会情勢等の変化を反映した傍聴環境を整備することを目的として改正するもの。

令和7年4月1日施行とする。

※「（案）のとおり改正するということによいか。」＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、（案）のとおり改正し、令和7年4月1日に施行することを決定

2 検討事項「議会改革について」

一問一答方式の検討の後で協議することとなっていた検討事項「議会改革について」御協議いただきたい。

検討事項については、交渉会で議会改革特別委員会の設置提案があった状況を鑑みて協議の場について御判断いただくこととしていたが、2月26日の交渉会において議会運営委員会で提案された検討事項については、議会運営委員会で引き続き協議することとされている。

よって、閉会中の日程について御協議いただきたい。

【令和6年6月24日時点での各会派の意見】

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
①反問権（逆質問・反論）の導入	要検討	行う	まとまるところで	行う	要検討
②総合計画や行政評価等に基づいた、予算・決算審査及び評価 予算・決算審査の連動	調査研究が必要	行う	まとまるところで	行う	調査研究して効果があれば実施してもよい
③議会活動に関する評価・検証	調査研究が必要	まとまるところでよいが、行う	まとまるところで	行う	調査研究が必要

※「検討を進めることになっていた、①～③の項目についてどのように検討を進めるのか、各会派から意見をもらいたい。」＜佐藤委員長＞

※「持ち帰りにさせていただきたい。」＜松井委員＞

※「議会運営委員会の委員が変わっているので、検討事項の提案者である斉藤委員から、次回もう一度提案理由の説明を受けるというのはどうか。」

＜吉岡委員＞

※「吉岡委員から、次回改めて提案者から提案理由の説明を聞きたいとの意見があったがいかがか。」＜佐藤委員長＞

※「閉会中に議会運営委員会を開催し、もう一度提案者から提案理由の説明を受けるでよい。」＜森委員＞

※「閉会中に議会運営委員会を開催し、もう一度提案者から提案理由の説明を受けるでよい。」＜中島委員＞

※「斉藤委員はそれでよいか。」＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜斉藤委員＞

※「次回日程は、4月21日（月）の午前10時からでよいか。」

＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 4月21日（月）の午前10時から議会運営委員会を開催し、検討事項の提案者である斉藤委員から、再度提案理由の説明を受けることを決定

午後5時38分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

議会運営委員会協議事項

令和7年3月19日（水）

第3委員会室

1 草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

大規模災害の発生等のやむを得ない事由により規定の傍聴人の定員により難しい場合は議長が別に定めることができる規定を定めるほか、社会情勢等の変化を反映した傍聴環境を整備することを目的として改正するもの。

令和7年4月1日施行とする。

2 検討事項「議会改革について」

一問一答方式の検討の後で協議することとなっていた検討事項「議会改革について」御協議いただきたい。

検討事項については、交渉会で議会改革特別委員会の設置提案があった状況を鑑みて協議の場について御判断いただくこととしていたが、2月26日の交渉会において議会運営委員会で提案された検討事項については、議会運営委員会で引き続き協議することとされている。

よって、閉会中の日程について御協議いただきたい。

【令和6年6月24日時点での各会派の意見】

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
①反問権（逆質問・反論）の導入	要検討	行う	まとまるところで	行う	要検討
②総合計画や行政評価等に基づいた、予算・決算審査及び評価 予算・決算審査の連動	調査研究が必要	行う	まとまるところで	行う	調査研究して効果があれば実施してもよい
③議会活動に関する評価・検証	調査研究が必要	まとまるところでよいが、行う	まとまるところで	行う	調査研究が必要

草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則

（令和 7 年 3 月 日
議 会 規 則 第 号）

草加市議会傍聴規則（昭和 4 0 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第 5 条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

第 5 条第 5 号及び第 6 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯し、又は着用しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第 6 条各号を次のように改める。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (3) 傍聴席において、携帯電話端末等の情報通信機器を使用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

いこと。

第7条の見出し中「写真、映画等の撮影及び録音」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第8条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第9条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の新旧対照表

旧	新
(傍聴人の定員) 第3条 条文略 2 傍聴人が前項の定員に達したときは、入場を制限することがある。 (傍聴席に入ることができない者) 第5条 条文略 (1) 条文略 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) 他の者に著しく不快感を与える服装をしている者 (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者 (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者 (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者	(傍聴人の定員) 第3条 条文略 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。 (傍聴席に入ることができない者) 第5条 条文略 (1) 条文略 (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 (3) 酒気を帯びていると認められる者 (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯し、

(傍聴人の守るべき事項) 第6条 条文略 (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) 飲食又は喫煙しないこと。 (4) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器は、電源を切ること。 (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影及び録音の禁止) 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。 (係員の指示) 第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。	又は着用しているか否かを質問させることができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。 (傍聴人の守るべき事項) 第6条 条文略 (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。 (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。 (3) 傍聴席において、携帯電話端末等の情報通信機器を使用しないこと。 (4) 飲食又は喫煙をしないこと。 (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。 (写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止) 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。 (係員の指示) 第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。
--	--